

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第38回平成22年8月10日開催 午後6時30分から午後10時3分 第2委員会室

出席委員 座長

区民検討会議 : 高野副座長、大友委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員
議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員
行政・専門部会 : 針谷副座長、木全委員、菅野委員、野澤委員、折戸委員
欠席者 : 加賀美委員 傍聴者 : 2名

1 本日の進め方について

- (1) 地域懇談会の開催結果について
- (2) 条例素案の検討及び確認
 - 区分0 : 前文について
 - 区分1 : 4 . 区民の定義について
 - 区分6 : 住民投票について
 - 区分7 : 地域自治について
 - その他検討等を要する事項
- (3) パブリック・コメントについて
- (4) 条例素案の取りまとめについて

2 議題

座長

- ・ それでは、きょうは大きく分けて4つ。
 - 1つは、既に実施された地域懇談会の結果について説明をいただき意見交換をします。
 - 2つ目が条例素案の検討で、各チームから報告を受けて、素案にまで固めていくという作業。
 - 3つ目がパブリック・コメントについての回答をここで合意するという事。
 - 4つ目が条例素案のいわゆる答申案の形みたいなものを検討すると。
- 地域懇談会の開催結果について、事務局から説明を。

事務局

・ 開催概要ですが、それぞれ8月3日、5日、7日、3会場で地域懇談会を開催しました。それぞれの参加人数は、牛込笹笥地域センターが37名、戸塚地域センターが41名、四谷地域センターは26名、計104名の参加者。その右の参加者総数は、検討連絡会議の委員並びに区職員の事務従事者を加えた数になっております。それぞれの内訳は、それぞれの地域懇談会開催会場ごとにその後ろに牛込笹笥地域センター、戸塚地域センター、そして四谷地域センターで、個別の内容詳細は、添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

資料3のほうがその地域懇談会の各会場で出された御意見、または御質問とそれに対します検討連絡会議委員からの回答ということになっております。

質問の中身は、多くの範囲について御質問がございましたが、多くは用語の定義、区民の定義に由来します議会の設置、区の代表に関する区民の代表というその区民についての御質問が多くございました。それには、そこに書かれているとおり、検討連絡会議委員のから御回答をいただいております。

今の中身につきましては、パブリック・コメントの中でも多く御質問いただいている点ですので、後ほど回答を作成した検討チームから御報告いただけますので、その内容について、その趣旨の回答でいいかということはこの検討連絡会議の場で確認していただきたいと思います。

座長

・ ここに出ているのは、この会場で既に皆さんがそれぞれお答えになったものが載っているわけね。先ほど見ましたが、すごい真剣な議論しているという感じ。私たちの議論の経過の中でも、ちょっと詰めが甘いというか、まだ論点の残っているところは、さすがに切り込まれているなというようなことも感じたが、大変御苦労さま。

・ 参加されて、または説明し、回答者に回って何か感想、意見等を述べておいていただきたい。

特になければ、私は現場にいなかったが、相当きちんと読み込んだ質問が来ているなと思った、ば

らばらと見たら、やはり地区協議会の方が中心になって、参加されているという感じで、言ってみれば物好きで来たという人ではないのだなということはわった。

具体的な意見の出し方は、またパブリック・コメントへの回答のところで意見を述べたいと思う。

特になければ、2番目の条例素案の検討及び確認について、各検討チームにそれぞれお願いをしているので、最初に区分0：前文について、これを扱おう。

それでは、前文につき、チーム3の検討結果を報告をする。

こちらに検討シートということで、前文で、チーム3のシートの検討日が8月3日となっている。こういった形で一度まとめたところだが、その後いろいろ御意見をまた調整をして、先ほど、本日机上に配付している一枚の紙だが、左上に前文ということで、チーム3、8月9日調整案という資料を、対比でごらんいただきたい。

それでは、読み上げ、説明を加えさせていただく。

私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり多き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。（行政委員）

- 以下、8月9日調整案を説明 -

今、チーム3の一枚（机上配付）の紙の提案があったが、私はチーム3だが、それで私が参加をして決めたのは、きょう別の条例素案の検討シートであって、チーム3の名前で出ているが、これは初めて聞くことなので、これはどこで調整したのか。だれがどこで調整したのか。

あたかもどこかで調整したようなものをチーム3の調整案だといって出すというのは、ルール違反じゃないか。（議会委員）

調整案という文言がチーム3の調整案ということで適当ではない、こちらの専門部会で各委員からちょうだいした意見を専門部会で入れ込み、3日の段階では検討シートの状態だったわけだが、その後多数御意見をもらい専門部会で手直しをした。チーム3の調整案ではない。専門部会案ということだが、各委員からもらった意見を踏まえて調整をさせていただいたもの。（行政委員）

8月3日に区民検討会議案と議会案、試案。相当意見を交わした。それで、結局どちらを基本的に置くもなかなか平行線で、決まらないうと、すべてをそれでは専門部会で引き受けましょうと、それで私は個人的にゆだねていると思っていた。だから、それで専門部会で検討して下さったものがまたお示しくだったので、ちょっと意見を申し上げたところだ。それで、こういうふういきょう出てきたのかなと思っている。（区民委員）

要するに私はこういうふうと思うと。それで、あとは専門部会に調整をお願いするが、要するに私がもっているやつと違うんだったら、出す前に教えてくれと、これは内々の話だが、そういうふうな要望をしてあるわね。変わるんだったら、当然、出す前に見せていただきたいと思う。そういうふうなことを含めて、専門部会にお任せしたのであって、こういうふうなやり方というのは根本的に間違っていると思う。（議会委員）

座長

・明らかに手続的には、私も今聞いていて、ちょっと無理があったんじゃないかという感じを受けるが、ちょっと質問だが、検討シートで配られているこの素案に盛り込むべき事項の前文というのは、8月3日の検討チームの結果、専門部会に一応一任するよみたいな結果が載っているわけ、それともあのときに出た議会側の意見をそのまま載っているわけ、これは何が載っているのか。

逆に8月3日はチーム3の検討を踏まえ、専門部会にお預かりをしてつくったのが8月3日の骨子シートで、それをそのままというのももう一度開ければよかったが、時間がなかったものだから、メール等で委員に流して、御意見をちょうだいした。

時間的にも本日お示しをしなければいけないという状況の中で、いろいろ意見をちょうだいした中で、その検討シートを8月3日の状態のまま、ただお出しますと、それはそれでいろいろ御意見をちょうだいした委員から、何だったんだというお話になるうかと思しますので、ですからこれを踏まえてもう一度チーム3を開いて、きちんとまとめて検討シートでお出しするのが手続上というか、正しかったのですが、ちょっと時間がなかった。申しわけなく思っている。（行政委員）

時間はつくらなければ、なかなかいつでも自由に何かできるという人はいないわけだから、いろいろな仕事の中で時間というのはつくっているの、時間がないというのは全然理由にならない。

あくまでもきょう議論していただくのは、それは検討シートで、こういう意見も含めて議論しましょうということなら、それはそれで結構だ。(議会委員)

今、私も申し上げようと思ったが、本日の議論はそれを踏まえていただき、検討シートで御議論いただき、先ほどのものも御意見としてちょうだいし、この場でお話し合いしていただければ大変ありがたいと思う。(行政委員)

座長

・検討シートがチーム3の案として提出されていると、これについては右に置いてあるようないろいろな意見もあったよということだが、このシートについて御意見を伺うことにする

調整案だが、第3パラグラフ、第4、第5パラグラフの冒頭が「私たちの新宿区は」という括弧書きが3つ並んでいるので、第2パラグラフのところの主語にしちゃうという説明だったが、そういう形で第3、第4、第5は取っちゃうと、あくまでも第2のところはこの主語を置いて、ずっと第5まで流したいんだという説明だったのかどうか、確かめておきたいが。(議会委員)

先ほどの説明は、第2パラグラフにも「私たちの新宿区は」というのをつけたほうがいいんじゃないかという形で説明をさせていただいた。(行政委員)

そうすると、3つ並んでいるのがちょっと何となく重苦しいから、これを取って第2のところでも全部やっちゃうというのではなくて、逆に4つにしちゃうと、こういう意味か。(議会委員)

これは私どもからの意見だ、最初の段階ではこの第3段階の冒頭、第4、第5の冒頭に「私たちの新宿区」が3つ続くので、何かいい文言はないかと、もしそうでなければ、第2の「1947年」に同じようにつけたほうが落ち着くのではないかというふうな意見を出したところだ。(議会委員)

第2パラグラフのところ「私たちの新宿区は」という文言を入れて、それに合うような文章にするというのは、要するに繰り返し、繰り返し「私たちの新宿区は」と言っているのは、その意味合いを強調したいという、そういうことだというふうに思う。(議会委員)

「私たち」の使い方について、「私たちの新宿区」というときはわかるが、「私たち新宿区民」というと、この条例の中で「私たち」というのは、区民も区議会も、行政も含めて「私たち」と定義されていて、その上「私たち新宿区民」というと、改めてまた新宿区民ということで、2度重ねて表記されているので、「私たちの新宿区」というときにはまだ理解ができるが、「私たち新宿区民」というのは、「私たちは」と、あえて「新宿区」を入れないでもいいのではないか。(議会委員)

今の問題は、これからみんなでまた知恵を出してうまくやればいいと思うが、同じ言葉を並べることによって、強調するんだという意味は、僕は非常にある気はする。

もう一度、少なくとも近代民主主義政治社会を象徴する言葉だと思っている。全世界的に強調する言葉であって、これは村民主権とか県民主権とかと、ロサンゼルス市の市民の市民権とかと、今後の問題ではなくて、現在の私たちがいる自治を求めている世界の公権力に対する個々人の権利を主張する言葉はこれ以外にないんだと思っているので、どういう形でもいいから、市民社会というこの最後に入れて、「成熟した市民権の下に」と入ったら、こんなうれしいことはないなと思って、情緒的な言葉でけんかしたくないから言う。(議会委員)

先ほどの四角に囲った「私たちの新宿区は」、これは別段どうしてもということではないので、今理由を聞いて意味を強調するんだということなので、何が何でもという気持ちはない。

今の「市民権の旗印の下」、ここは少し議論したいと思った。3回の懇談会でも、どうしても市民と区民との言葉で整合性がないという意見があるので、議論をお願いしたい。(議会委員)

座長

・先ほどの「も」、「変貌を遂げながらも」、これはどうか、取るということでもいいか。

では、まずそう決めようね。

それから、「私たちの新宿区は」というのが繰り返しになっているんだが、これを繰り返すはくどいというよりも、むしろ思いを強調するという効果があるんだという考え方でよろしいか、その場合に4つ目まで、つまり第2パラグラフまでいくかどうかということもあるが、第2パラグラフまで入れるとすれば、この主語は「誕生した新宿区は」と言っているのだから、相当大きな修正が必要になると思うのと、さすがに4つ目になるとくどいかなと、さすがに私もそういう印象を持つが、そこをまずどうか。

第2段階の「私たちの新宿区」はこだわらない。(議会委員)

座長

・第2パラグラフはこのまま、原文のまま、「私たちの新宿区」になるプロセスを歴史的に紹介したものだというふうに考えればいいかなとも思うが、そして「私たちの新宿区は」という主語で3つのことが語られていると。その中で幾つかの意見が出ていて、この文章の文字の修正が幾つも行われておるが、そのことも含めてどういう文章がいいかということについて御意見を伺う。

「私たちの新宿は」のところで、「人々」が2回出てきているのが気になったが、いいのだろうか。

「さまざまな目的を持った人々がこの地に集い、国内外の人々の日常生活や活動の場となり」というのは、このままでいいのだろうか、あるいは「さまざまな目的を持った多くの人がこの地に集い、国内外の人々の日常生活や」というふうに「人々」を1つにするというほうが文章的にはきれいかなという気はするが。（議会委員）

確かに、「人々が」という言葉が多いことは事実だね。この上のほうでなくて、真ん中辺もそうで、「人々」が多いことだけはちょっと気になる感じがする。（議会委員）

座長

・集っているわけだから、「人々」であることは間違いないね、単数であることはない。

どうか、「さまざまな目的を持つ多くの人々が」か、「持って多くの人がこの地に集い、国内外の人の日常生活や活動の場となり、日々変貌を遂げながら」。

そうたら、「国内外の人々がさまざまな目的を持ってこの地に集い、日常生活や活動の場となり」で一つにまとめることができるんじゃないか。（区民委員）

同じ意見で、「国内外の人々の日常生活」というので、外国、国内とか国外の人々から来た人なんじゃないかということだよ。だから、「の人々」というと何かおかしくなっちゃう。（区民委員）

単にどこからかたまたま来るといふ、そういうことじゃなくて、一緒に生活をしているんだという、そういうことだというふうに思う。

それから、次のパラグラフだが、第4パラグラフにあるが、2行目から「この地を舞台に活躍した文学界をはじめとするきら星の如き幾多の人材を私たちの貴重な文化的財産で」、これについて、夏目漱石は入れたほうがかえっていいんじゃないかという声の一つあった。（議会委員）

先ほどから何回もちょっと読み返してみたが、何か外から来る人だけで新宿区ができたような印象を得てしまうので、ここには、新宿区にずっと根を張った人たちも、一緒になって活動をして、今の新宿区があるんだよというニュアンスを入れないと、ここだけだとしても、本当に外から来た人だけでつくった新宿区という印象がしてしまうような気がするのだが。（区民委員）

座長

・個人的な意見は同じで、もし「から」と入れるのであれば、「この地に集い、ともに日常生活や活動の場をつくってきたんだ」と書こうという提案をしようと思ったが、「ともに」はその1行上にあるよ、「名実ともに」と。意味は違うが、何かくどいなと思った。

少し文章が組み合わせが変わってきたが、うちの文書法制の担当がチェックした中では非常にこのところがわかりづらいと、文書法的な観点から少し直してもらったところがあるが、「私たちの新宿区は、いま、名実ともに首都東京の中心に位置し、国内外の人々が日常生活を営み、活動をし、さまざまな目的を持った人々が集散する地となって、日々変貌を遂げながら活力のある国際都市として重要な存在感を示している」で、「日常生活を営み、活動をし」というように今「日常生活」と「活動」というのが両方「場」に係っているのか、あるいは「日常生活」って単語なのかということも明確でないので、ここに住んでいる人たちが日常生活を営んでいるのだと、また活動をしているんだと、その上でさまざまな目的を持った人々が集まってくる土地となっていると表現に少し組み合わせが変わるが、まずそこで住んでいる人、活動する人、それからそこに集まってくる人というふうなつくりに変えたらどうかと、若干うちの文書法制からは提案が出ている。（行政委員）

今のおっしゃった例えば「日常生活を営み」だと、「暮らし」とすれば一言で終わると思いますけれども。（議会委員）

座長

・「国内外の人々が暮らし」、なるほど。

「日常生活を営み」というふうな表現にされるなら、それは「暮らし」と。日常生活を営むことは暮らすことだから。（議会委員）

座長

・「集散」でいいか。

「私たちの新宿区は、いま、名実ともに首都東京の中心に位置し、国内外の人々がともに暮らし、活動し、さまざまな目的を持った多くの人々が集散する地となっており、日々変貌を遂げながら、活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています」、実にたくさんの方のことを一文で書いたね。

・「集う」をこれは入れると、「ともに暮らし」というのがニュアンスとしてダブってくるよね。とすると、「日常生活を営み」という感じのほうがよくなるのかなと。ただ、日本語としては「ともに暮らし」という言葉の持つやさしいニュアンスというのを結構あって、ひかれるだよね。

だから、「国内外の人がともに暮らし」、最後にいって、「さまざまな目的を持った多くの人々が集う地となる」というと、同じことになっちゃうという気がする。素案がない。

・実はチーム3でやっておくべき議論を今延々とやっているわけなので、これは次回の24日のときには、全体としてずっと一覧できるようにしてなきゃいけないから。

事務局

・それでは、チーム3に持ち帰っていただいて、事務局のほうで当日前にそこで結果をいただいて、この場でその結果を見ていただいて、そこでもし中身が修正があれば、その部分は差しかえるという取り扱いでいかがでしょうか。

座長

・今まで出た意見を一応参照していただいて、大体大きな流れもつかめていると思うので、それでチーム3でやっていただくということにする。

チーム3で検討するとき、残り2つほど検討していただきたい、この条例、新宿区の条例はすべて「である」調で書かれている。本基本条例も本文のほうは全部「である」調だが、ここだけ「ですます」調で書では、条例の中で整合性がとれないということで、新宿区の条例をつくる上では前文についても「である」調で書いていただきたいというふうに思っている。（行政委員）

・もう1点、西暦、和暦を表示について、どのようにするか。現時点で気がつくところを言わせていただいた。（行政委員）

それについて、議会の小委員会で出た意見だが、「しなければならない」という言葉だけは全部取るかと、この条例の中で。「するものとする」とかという軽い、自立的な言葉でいこうと、義務的な言葉は抜きにしようという意見が出たので、それはぜひうちの委員長を通じてそちらに必ず伝えてもらいたいということになったので、たまたま出たから。（議会委員）

今の義務的な表現の仕方だが、一番義務的が強いのは何々を「しなければならない」、それよりやや弱いものとして何々を「するものとする」ということになるので、もし義務づけ、責務等は全部義務づけているわけだ。この後の議論の中でも語尾のところはちょっと皆さんの頭の片隅に置いて、整理していただければというふうに考えている。（行政委員）

前文を「である」調にしなければいけないということだが、文書法制上、本文とあわせるということが理由か。

ほかの自治体のをみると、前文は「ですます」で、本文が「である」調になっているのも幾つか見受けられるが、それは新宿区の決まりか。（議会委員）

一応原則を踏まえた上でつくって、どうしてもというときに再度考えるべきで、初めからですます調ありきで考えないでいただきたいというふうには思っている。（行政委員）

座長

・憲法に勝る原則はないのであって、つまりこっちのほうは原則としては高い原則だということで考えてもらうという手も一つあるのかなと。そのことは先ほど言った言語と西暦の並び順についても、これを機会に全部最高規範にそろえて、書きかえさせるという強い意志があれば、そこは我々としても意見を言ってもいいということになるが、改正作業はきっと大変だね。

どんな本を読んでも、必ず昭和、明治を入れて、その後ろに西暦を入れていくというのがどうも書籍的にはそういうものなのかなと思っていたので、だから区民案としても最初から昭和22年度入れて、後ろで1947年という形を提示しているのに、何で変えたのかなというところがある。（区民委員）

昭和22年というのは、すごくわかりやすいとは思いますが、ただ私の息子とか娘たちにすると、これが西暦のほうがわかりやすい。だから、子どもたちにもわかりやすいとなったときに、また外国の人に

とってはとても困難なこともわからないなと思うのだ。(議会委員)

この件は、多分これは言語法制化で各自治体全部そういうふうに行っているわけでしょう。だから、この条例だけ1947年を先に持つてくるというなら、そこも含めて議論をしないと大きな問題になると思うよ。

自治基本条例でモデル的な前文は全部「ですます」なんですよ。多治見市も上越市も杉並区も飯田市も、前文は全部ですますになっている。本文は「である」になっているけれども、だからこれだけ市民的に行っている、区民的な議論をしてきて行っているんだから、法律上問題があるということではなければ、みんなが「ですます」がいいと言っているのを尊重していただければと思うのだが。(議会委員)

御意見は尊重してまいりたい。一応頭に入れていただきたい。(行政委員)

座長

・それでは、そういうことでお願いをする。

この前文についてあと残されていることを少し提供しておかないと、チーム3でまた困ってしまうので、第1は「私たちの新宿区」の繰り返しはいいということにしておいて、文化的資産、財産、またはこのくだりだが、夏目漱石、小泉八雲、坪内逍遙などを入れて、強調したらどうだという意見について、これはいかがですか。

よくそういう事例があって、いろいろな形でこの人、あの人と入れていくと、必ずこの人が入らないとかというのがあるので、あえて全部入れるのか、入れないのか、どちらかにしたほうがいいのかと思うので、だから本音は入れないでほしいなと思っている。(区民委員)

座長

・1人ぐらい有名人を入れておけばというふうな乗りで。

そうすると、この修正も生きてくるよね。夏目漱石を入れておいて、後ろでまた文化的財産とか言わなくなると、文化的に決まっている、排出していますでわかりやすいというのはあるね。

これはあっちゃまずいという意見はないよね。なくてもいいじゃないかという……。

要らないと思う。

例えば新宿区を象徴するというので、それを文化的な、あるいは歴史的なそういう著名な方の名前を入れるということは、だったらほかのいわゆる高知だったら龍馬空港だとか、例えば坊っちゃん何とかとかというのをまたつくったんだね。

座長

・そろそろ何か決着というか、着地点を御提案いただけるとありがたいが、これは入ってなければこの前文がアウトというほどではないなというのはよそ目から見ても思いますけれども、入れたらおしまいだというほどのこともないなという。

・そうすると、今考えられているのは、この「であり」を消すと成り立たなくなるので、「価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、夏目漱石を初めとする幾多の人材を輩出しています」というふうな文章が予定されているということで、このままチーム3に送りましょう。意見は大分出尽くしたと思うので。

複数とも言えるということというのは整理されて、「進取の気象」のこの字は、これは何か特別な意味があって漢字を変えたのか。この気性が間違えだった。

広辞苑によると、進取の気象に富むというので、「空気」の「気」に「象さん」の「象」、それしか書いてません。気風は書かない。(区民委員)

座長

・使うのであれば、本当にこれは注を打つみたいない感じの解説で丁寧に扱うということが必要になると思うが、そこもちょっと御検討をお願いする。

それと、残っているのは、「市民権の旗印の下に」というところについて、議会委員から何らかの形でうたい上げておきたい。「旗印の下に」でなくてもいいがという御提案があった。先ほど私も検討シートをざっと見せていただいたら、本文のほうでも市民権というのは取り下げられているので、ここ1カ所だけになるということも一応情報としては入れておいて議論したほうがいい。

座長が指摘されたように、本文のほうからは前文で何かをうたうと、市民権という言葉のうたうということを取り下げるということになったわけだから、「市民権」というのはどこかに入れるべ

きだというふうに思う。(議会委員)

座長

- ・ただ、成熟した市民権という概念がちょっと引かかるなど、市民権は成熟するのかなと、むしろ目標としている概念のような気がしている。
 - ・これはいいか、チーム3にこのまあいっちゃうときついですか。
- それから、もう一つ意見が出ているが、後ろのほうで2回続けて出てくる「私たち新宿区民は」というところを「私たちは」というふうに平易にしたらどうだ。

確かに私たちと新宿区民は同じだが、こういう使い方は、ごく日常的に通常にやっていることだ。
(区議会委員)

条例の「私たち」と使ったときには、条例の中に登場してくる人たちすべてを含んで私たちというふうに解すべきだと我々は思っている。登場人物である私たちがこういうふうな思いでやっているとすると、私たちと新宿区民というのは同義語を2つ重ねたという同じものを含まれた対象になっている議会、区民、それから行政、そういったものを含んだものというふうに我々としては解釈するところなので、もう少し平易に「私たちは」と素直に言ってもいいと思った。(行政委員)

座長

・ただ、この前文だけの領域で「私たちは」というと、それはだれのことかは前文では定義されていないので、本文の中の定義をひもとかないと、ここで言う「私たちは」というのはだれかというのはわからない。密かに思えるのは、市民権と言っているから市民かなということぐらいという問題はありそうだと思うが。

「私たちは」という新宿区民だけではなくて、新宿区の行政にしても、議会にしても、要するに地方分権のほうに地域を持っていこうというような条文のほうもあると思うので、そういう中で言えば、「私たち」というのはその3者という形で考えても、いいのではと思う。(区民委員)

読む人は、ほとんどが新宿区民である。新宿区外の人を読んでも「私たちは」、新宿区の人のことと思うだろう。新宿区民の人には、「私たち」といったほうが本当に自分のことが主体で、要するに読んでいる人は1人で読んでるので、これば「区民」と入るより「私たち」といったほうがはっきりと読んだ人にとって一番聞きやすいのではないかと思う。(区民委員)

座長

- ・今大勢は「私たち」のほうへ向かっているのだから、そういうことを踏まえてチーム3に渡す。
- ・そのほかに何かあるか。

先ほどの西暦と元号の問題だが、国際的な都市として重要な存在感を示すことで「1947年(昭和22年)」というふうにすべきではないか、意見として申し上げる。(区民委員)

座長

・これは、一種の思想の問題でもある。ここで言えることは、多文化共生とか国内外のというようなことを強調している割には、元号でいくのはいかがなものかという整合性のなさというか、強調点がぶれているというような御指摘はあるのかなという気はする。もう一つ、新宿区としての表記ルールみたいなものが多分あり、そことの調整ということがあるので、どのようにすればそれを乗り越えていけるのかも含めて御検討はいただくということにさせていただきたいと思う。

調整案の真ん中の3段落目、四角に傍線が入っている「市民権の旗印の下」の後ろに(1)、(2)という項目がついているが、「旗印の下に」を削った場合、これは残るのか、それとも一緒に消えるのかわからない。(区民委員)

これは「市民権の旗印の下に」をもし消した場合のあくまでも提案で例で示しただけであるので、必ずどっかが残るとかというものではない。(行政委員)

座長

- ・最低限(2)の「市民権の」ということは入れてもらいたいという意見でチーム3に送る。
- ・そのほか。

議会案で「光りは新宿から」という言葉にすごく圧倒された。歴史というか、近代史をあらわしているすごくいい新宿区っぽい言葉だと思ったが、これが削られるのはちょっと寂しい。(区民委員)

「光りは新宿から」という言葉が新宿の一つの時代をあらわす象徴的な言葉として非常に好きで、

ぜひ使いたいと思ってたが、もともと、やみ市で掲げられた言葉であり、突き詰めていくと、やみ市というのが正当な行為ではないということになるわけで、悪い影響を受けている人たちも現実にいる。違法行為であるということにこだわっている人が現実にいることを無視するわけにはいかないため調整案の検討シートから外した。ただ、何とかそこを残したいと思い、「自治の光りは新宿から」という形で検討シートの一番最後に掲載している。しかし、個人的な感想を言うと、「自治の光りは新宿から」というのは非常に強い言葉だと思う。（区議会委員）

「光りは新宿から」と「自治の光りは新宿から」の言葉の意味はまるっきり違う。光を入れるなら「光りは新宿から」にすべきだ。違法行為だというのが、あの敗戦の落ち込んでいる日本人が立ち上がった象徴である「光りは新宿から」、やみ市、いいじゃないか。（区議会委員）

実はこの当時関与した、または関与された人たちがまだ存命しており、この言葉はそういう人たちにとっては非常に辛い言葉で残っているということを考えなければいけない。善良な区民であるための自治基本条例からは削除すべきだと思う。（区議会委員）

これを消して、三者と一緒に連携しながらきちんとここに定めたと言つける形がいいのかな。（区民委員）

区民、議会、行政云々と書いてしまうと、「私たちは」という大きな意味での主語が狭まってしまう気がする。区民委員の話は逐条解説を含めて、この条例をつくった経過というようなものがどこかに入ればいいのか。なので、それは前文ではないと思う。（区議会委員）

座長

・私から1つ。一番最後の行に、「自治の最高規範」とあるが、「新宿区の」という限定をつけなければほかの自治体も怒るかもしれないがどうか。では、そういうことで、前文についてはさまざまな意見が出たが、これをもってチーム3のほうへ渡すということにする。

ちなみに、チーム3には相当な権限を付与したいと思うので、次に出されたものについては有無を言わせないぞという構えでひとつお願いしたい。

・区民の定義についてお願いします。

資料4の条例の素案検討シートの7ページ目、用語の定義について、素案に盛り込むべき事項として、「新宿区に住所を有する者、並びに新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう」とした。7月29日の検討連絡会議でも議論があったところである。（行政委員）

懇談会を3カ所で行ったときに、区民の間で問題点として出たのがこの区民の定義だった。「並びに」また「及び」ということについて、区民側としては非常に違和感を持っているため、やはり住所を有する区民を中心にしなければだめだと思い、再度議論いただきたい。（区議会委員）

座長

・問題は、今の区民の程度がそれくらいだからそれに合わせようということなのか、市民主権という言葉を高らかに歌おうといった理念で貫いていくのかという、その分かれ道、その議論だと思う。

区民側でも、本当はかなり長い時間をかけて議論してきた。最初は住民をもっと主張しなければならぬという意見もあった。でも、話し合いを進めて、区民の意見として併記すべきだという最終的な結論になった。だから、いろいろ話し合いを重ねていくと区民側と同じ意見になり、最終的にはそこで落ちつくと考えているので、「住所を有する者、並びに」ということでいい。（区民委員）

座長

・資料の解説部分を見ても相当力点が置かれて、「まず」というのが置かれて、「住民（住所を有する者）」というふうな解説になっているわけで、この趣旨についてはここでわかるが、条文としてこれでどうかという提案についてはどうか。

区民懇談会の受けとめ方にもよると思う。回答された意見を見ていると、模範解答ではないものが結構多くて、納得してもらえなかったという感じがあったということか。

納得いただけなかった方も多かったと思う。ほとんどが、住民と同じサービスをするつもりなのか、同じような権利を与えるつもりなのか、それはおかしいという意見だった。

だから、恩恵を与えるのではなく、住民以外の働いている人、学んでいる人にも仕事をしてもらうということ、自治の担い手になっていただくためにというふうに婉曲に言い過ぎてわかりづらかったかなと思っ少し反省はしている。やはり私たちも3年間かけてやっとここまで来たところがあるので、一、二時間ではなかなかわかりにくかったかなという感じがした。（区議会委員）

戸塚区民センターでの懇談会で、高田馬場で20年間仕事をやっていて、住んでいるのは大田区だという方が、この定義を読んで、初めて新宿区が区民の定義を私たちまで入れてくれたと感動していた。（区議会委員）

住民だけが区民だと、地域懇談会で非常に力説していたのは、やはり区民の権利との兼ね合いだ。権利だけではなくて責務があるわけであり、まちをつくっているのは自分たちだけではないということも回答があったときにわかっていたので、その辺をもう少し理解していただけるような回答をする。それから、条例ができ上がった後の説明会でも、区民の定義について丁寧に説明するというので、あえていろいろ盛り込まないでいい気がする。この「並びに」というのだけでも最大限譲歩して、十分に住民とほかの方と少し意味合いを分けたというのはあらわれていると思う。（区民委員）

座長

・そういったことも含めて文言はこのままでいくということでもいいか。つまり、留保なしにしないと、また先へ延ばすわけにいかないの、どうしても納得できなければ徹夜でやるということですが、そういう方向でいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そういうことで、素案に盛り込む。

・それでは、次は住民投票について。前回議論する予定だったのが時間切れになった項目だ。区民検討会議からの意見は、発議要件及び投票権者に関する事項を条例に盛り込むことということが要望として出ている。発議要件及び投票権者に関する事項を盛り込むことについて、反対というか、その必要はないという御意見の方は。

今の骨子案の状態でふくあいというか、別に条例に定めるところでのふくあいが無いとするならば、発議権者をだれにするのか、国籍はどう扱うのか、何分の1にするのかというのは一応別の条例のところでも議論できるのではないかとこのことを申し添えさせていただく。（行政委員）

座長

・ただ、憲法上にその権利を書くということは、どこまで奪われない権利なのかがはっきりしていないと、例えば発議があった場合には住民投票を実施するといっても、単項条例ですと簡単に引き上げることができる。そうすると、住民投票の権利が制限され、自治体の憲法というときにふさわしいやり方かどうかを問われるという気がする。

どこまで権利が保障されているのかということが明確でない憲法でいいのかなという気がするが、いずれにしても結論が出ていないとのことなので、これ以上議論しても仕方ない。区民の側からは何か説得の理屈でも投げかけますか。

しっかりと権利が保障される条文として残していただきたい。先ほどの座長の話されたことをそのまま議会のほうに申し上げ、しっかりと発議権者、投票権者を盛り込んで明記していただきたい。（区民委員）

議会は、別条例に定めるということにして、発議権者とかについて議論していなかった。区民の皆さんから出てきて初めて議論になったということで、議論の時間が非常に少く反省点である。

それから、発議権者6分の1というようなこと、例えば地域自治区についてもそうだが、数字までこの自治基本条例の中に短時間の間に入れ込むことができるのか。もっと時間をかけてなぜ6分の1なのか、あるいは18歳なのかということの合理的な根拠が定まらない。だから、私らも首長の解職請求は3分の1、その倍6分の1、これが根拠だというふうに言っているんですが、どんな根拠なのかということなども含めて教えていただければ我々もまた説得材料になると思う。（区議会委員）

当初10分の1という話もあって、それから6分の1にしたのは、自治体の合併によるものに関して6分の1であればいいという部分で考え、その辺が一番妥当ではないかという数字である。公に通っていることだから、これ以上の何分の1ということ刻むことは余り必要ないのではないかとこのことがまず一つ討議された。

18歳と20歳の話に関しては、お互い3回ほど6時間かけて話をした。20歳から18歳に広げると何人ぐらいふえるのか、当時は五千何百人ふえるのではないかと数字が提示された。18歳にすると事務的に費用がかかるという話も考慮しながら、最終的には、やはり18歳から働いている人もいるだろうし、そういう人たちに投票権を与えることにより、自治に関心が深まっていくのではないかとこのことで、区民会議は必ず合意形成しますので、一応みんなでわかったということで、18歳ということは絶対に入れようということになった。別条例で定めるといったときに、この要件ぐらい入れておかないと違った形でつくられてしまうのではないかと不安があった部分は事実です。（区民委員）

座長

・ちなみに、6分の1というのは、地方自治法上の直接請求、議会の解散と議員、首長の解職請求のときに、人口40万以上の都市にあっては、40万を超える部分については6分の1というふうに3分の1の要件を半分に、楽にしているという数値にも使われているという事例がある。

区民検討会議のほうの考えも了解していただけたと思うので、議会での真剣な議論をお願いしたい。

実は時間が来ました。答申にまでいかなかった場合には答申延期ということもあり得るかもしれませんが、最初に、この自治基本条例の区民検討委員が決まったときに申し上げたように、公共性というのは、他人の意見との折り合いをつけていくという一点にあるという話をした。そのことを目指して今日までやってきている。最後まで多数決はとりたくないの、御協力のほどをお願いする。何と前へいつまでも進まない議論をいつまでも堂々めぐりでやっているんだらうというふうにお聞きだと思いが、多数決によらない民主主義というものを僕たちは今実験している。この実験はいかにコストが高くつくか、時間も、労力もということを読んでいただければ、多数決で決めるのが一番なんだという常識をどうやって僕たちは打ち破っていくのかということをおっしゃっているということをお伝えしたい。

事務局

・当初、次回の検討連絡会議を24日に設定していたのですが、本日の議論を踏まえ、できれば追加してその間に1回開催日が設定できればというふうを考えています。お諮りいただければと思います。

事務局

・本日のまとめです。区分ゼロの前文については、3段落目については書きかえ、あと「私たちの新宿は」と主語が3回繰り返すことについてはこのままということです。あと夏目漱石等の固有名詞ですとか市民権、「私たち新宿区民は」を「私たちは」にするか、あるいは「光ある新宿」等の表現部分については、本日の議論を踏まえてチーム3へ申し送ります。ただし、チーム3で検討してきた結果については、それ相当の権限といいますが、権利を与えて次回検討するということです。

区分1の区民の定義については、チーム1の提案どおり素案に盛り込むということです。あと、住民等の区別につきましては解説のほうで説明するなどの工夫をするということです。

事務局

・それでは、本日の議論を踏まえて、検討チーム3のほうは日程設定をして、19日に前文について出せるようにしておいてください。

次回開催日ですが、19日、時間は同じ6時半からということで、会場は本日と同じ第2委員会室で開催したいと思います。それでは19日、次回開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

座長

・それでは、きょうはこれにて散会とする。

散会 午後10時03分